

## 12. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成19年度 第2四半期 (上半期)末	平成20年度 第2四半期 (上半期)末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,165,853	4,167,143	4,362,436
基金等	479,315	506,927	501,945
価格変動準備金	205,681	218,309	212,310
危険準備金	673,419	727,263	716,995
一般貸倒引当金	1,717	2,339	2,072
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	2,665,166	1,332,972	1,595,237
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	291,349	432,170	434,838
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	727,490	680,029
負債性資本調達手段等	100,000	100,000	100,000
控除項目	—	—	—
その他	749,202	119,669	119,007
リスクの合計額			
$\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	763,611	657,333	663,907
保険リスク相当額 R1	137,787	133,111	136,132
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	56,135	54,096	55,121
予定利率リスク相当額 R2	95,553	84,999	89,800
資産運用リスク相当額 R3	618,251	522,237	523,021
経営管理リスク相当額 R4	18,271	16,011	16,201
最低保証リスク相当額 R7	5,865	6,151	6,003
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,353.0%	1,267.8%	1,314.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。なお、平成19年度第2四半期(上半期)末の「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は「その他」に含まれています。

2. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。

3. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。